

住民税非課税世帯・家計急変世帯への

臨時特別給付金（10万円給付）

の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などへ1世帯当たり10万円を給付します。

◇支給額 1世帯当たり10万円

※1、2いずれも住民税均等割が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

1 住民税非課税世帯

●対象

令和3年12月10日時点において砂川市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯（生活保護世帯も含む）の世帯主

※本給付金は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、市ではあらかじめ支給対象者を特定しています。

●支給方法

市が特定した支給対象者へ、受給意思や振込口座などを確認するための「確認書」を2月中旬以降に郵送しますので、必要事項を記入のうえ同封する返信用封筒に入れて、確認書に記載されている発出日から3か月以内に返送してください（当日消印有効）。市が確認書を受領してからおおむね3週間後に確認した振込先口座へ振り込みます。

※振込日は確認書の返送状況により前後する可能性があります。

2 家計急変世帯

●対象

上記の住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、同一の世帯に属する方全員のそれぞれの年収見込額が令和3年度分住民税均等割非課税（相当）水準以下と認められる世帯の世帯主

●支給方法

令和4年3月1日（火）から申請受付を開始します。申請書などは市役所に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。申請後、申請内容を審査し、支給決定通知書により振込日をお知らせします。

※支給要件に該当しない場合は不支給決定通知書を送付します。

◇特別な配慮を必要とする方への対応

DV（配偶者暴力）などを理由に避難している方で、基準日において砂川市に住民登録がないものの、一定の要件を満たし、避難者とその同伴者が住民税非課税世帯または家計急変世帯に該当すると認められた場合、受給権者として支給を受けることができます。



☎臨時特別給付金事務局 Tel 54-2121

臨時特別給付金を装った詐欺にご注意ください！

本給付金の支給にあたり、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。不審な電話などがかかってきた場合には、迷わず警察署（または警察相談専用電話#9110）、市役所までご連絡ください。